

原因者負担金制度にかかる負担範囲と負担金債権管理

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

ビシャン！！（ぼーっと歩いていた大野係員が栗本係員にぶつかってしまい、栗本係員の持っていたお茶が後藤係長のスマホにかかってしまう。）

栗本係員

あっ！ 後藤係長、すみません！

後藤係長

私のスマホは防水加工だから大丈夫だよ。ほら、この通り！

栗本係員

本当にすみません…でも無事で良かったです。ほら大野君もちゃんと謝って！

大野係員

すみませんでした…。

栗本係員

ほんと気をつけてよ、これでもし壊れていたら一大事だったよ。

大野係員

でも後藤係長のスマホはかなり使い込まれているから、弁償したとしても大した額にならないですよ。今、道路損傷の関係で、道路法第58条の原因者負担金を勉強中ですが、ここでは「必要を生じた限度」において費用を原因者に負担させることになっています。これを後藤係長のスマホに当てはめると、壊れていたとしても、減価償却して現存価値分だけ弁償になりますよね。

栗本係員

それは違うよ。原因者負担金を課す目的は、道路の損傷等の行為によって生じた工事等の費用を損傷等の原因者に負担してもらうことであって、損傷等により失われた価値を補填することではないんだ。したがって、ここでいう「必要を生じた限度」とは機能の原状回復に必要な範囲ということで、結果的に現存価値以上の負担を原因者に課すことになったとしても、支払ってもらう必要があるんだ。

大野係員

そうなんですか？ 現存価値以上の金額の支払を受けたら、道路管理者は不当利得になるんじゃないんですか？

栗本係員

法律上の原因がない利益を得ることになるわけではないから、ならないよ。

大野係員

でも道路の管理に必要な費用は原則、道路管理者が負担することになっていますよね。

栗本係員

そもそも原因者による道路損傷がなければその機能を回復するための費用も生じなかったはずだから、その費用を道路管理者が負担するのは、衡平ではなくなってしまうよね。

いい機会だから原因者負担金制度について確認しよう。

道路法 58 条を適用するケースとしてどのようなことが考えられるかな？

大野係員

車両のガードレール等への衝突や車両制限令の規定に反する車両の通行、地下埋設物件の破損などによる道路損傷や、油等による路面汚損、土砂の流出等が考えられます。

栗本係員

(意外としっかり勉強しているようだ。)

それじゃあ、ちょっと踏み込んで、一般的に、損害賠償責任を負わなければならないのは故意・過失がある場合とされているけども、原因者負担金制度ではどのように取り扱うかな？

大野係員

原因者負担金制度は、衡平の原則によるもので、明文上、故意、過失を必要していないこと、実務上その判断がきわめて困難であること等から、原則的に無過失責任であるとされています。

栗本係員

そのとおり！ ただ例外として、無過失責任を課すことが社会的妥当性を欠くような場合には損傷者を原因者と認定しないこととするか、あるいは原因者と認めても「必要を生じた限度」、「全部又は一部」の運用で、負担命令が妥当な範囲内で発せられるべきとされているね。

後藤係長

二人ともいいね。じゃあ、今回みたいに原因者が複数いる場合はどうなるかな？

栗本係員

え～私も原因者になるんですか？

大野係員

まあまあ、栗本さん…。

当事者が複数いる場合は、民法上の共同不法行為では、全員に対して損害賠償を請求することも、あるいは一人に対してのみ請求することもできるとされています。

栗本係員

一人に対して請求する場合は、当事者同士が内部求償で処理してもらうことになりますよね。ただ、原因者負担金制度の場合、行政処分の公平の原則からみて、例えば過失の程度の軽い者に対して命令を発して、過失の程度の重い原因者に対して何もしないということが妥当であるかという問題があります。こういう意味では、処分に際し原因者相互間で負担割合を決めてもらい、応分に従って負担命令を発することができれば望ましいですよ。少なくとも、より重い過失の程度を有する原因者を免責させることとしたりすることのないよう運用する必要があると思います。

後藤係長

まさに今回みたいに、事故が起きた後、当事者間で納得がいかず費用負担割合が決まらないことって、よくある話なんだ。でも、流石に今回は栗本さんの過失はゼロかな。

大野係員

栗本さんがお茶をしっかりと持っていればこぼれることはなかったとも考えられるので、ゼロということはないんじゃないですか。

栗本係員

そもそも大野君がよく周りを確認しないで歩いているから悪いんじゃないか！

後藤係長

二人とも落ち着いて…。では、仮に費用負担の割合が決まらないなどの理由から、原因者負担金が支払われない場合どのような対応が考えられる？

大野係員

電話、臨戸訪問や道路法第73条第1項に基づく督促状による督促などが考えられます。

その後、相当の期間を経過してもなお、支払いがされない場合は、国税滞納処分の例により、財産調査を行い、財産の差し押えを行うことが考えられます。

後藤係長

そうだね。債権回収にあたっては消滅時効に注意する必要があるけど、時効の年数はわかるかな。

栗本係員

道路法第73条第5項で負担金を徴収する権利は、5年間行使しない場合においては、時効に因り消滅するとされています。

後藤係長

お見事！！ 二人とも原因者負担金制度はバッチリだね。

じゃあ仲直りにみんなでランチでも行こう！（ふう…なんとかケンカにならずにすんだ…）

大野係員

わーい！ 係長のおごりですか？

後藤係長

うっ…、もちろんだよ。（なんで被害者の費用負担になるんだ…）

(参考)

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2（略）

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2～4（略）

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。